

バナナ通信

冬号

Vol. saisonnier de l'hiver.



発行日：平成23年12月14日

発行：沖縄県NPOプラザ
(県庁4階県民生活課内)

電話：098-866-2187

FAX：098-866-2789

E-mail：aa024007@pref.okinawa.lg.jp
(県民生活課代表)

〈今月のcontents〉

P2~4 NPO法改正について

P5 沖縄県NPOプラザ主催NPO会計講座のお知らせ

P6 NPO会計講座申込書

P7 ・「新しい公共支援事業」専門家派遣支援事業
・～県からのお知らせ～

P8 ・NPO法人の人と資金循環の実態調査に関するアンケート
・「新しい公共支援事業」震災対応事業の応募について

P9~10 助成金情報・お知らせとお願い
(各種ご相談の予約制について)



県内のNPO法人数……495

法人設立認証中の団体…14
(11月30日現在)

特定非営利活動推進法の改正について



NPO法が改正されたいけど、何が変わるのかな？
法人にはどんな影響があるのかしら？

法改正についてご説明する前に、法人の皆さんにお勧めしたいことは、ご自分達の「定款」をあらためてよく読んでみませんか、ということです。

定款は各法人の「基本的なきまりごと」を記載しています。役員同士や会員の皆さんと一緒に、しっかり読んで話し合うことで、法人としての運営や活動について振り返って見てはいかがでしょうか。

今回の改正は、様々な項目に及ぶ大幅な改正になっています。大きくまとめますと、

- 1 法人手続きについて、
 - 2 計算書類の変更について、
 - 3 認定・仮認定制度について
- となります。

1. 法人手続きについて

Q1 活動分野が追加されたと聞きましたが、どのような分野ですか。



A1 現在、17の活動分野がありますが、それに2分野が追加されました。また、地域の特色を反映させるため、条例で独自に定めることも可能となっています。

追加分野 ①観光の振興を図る活動 ②農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動

これまで追加分野に係る活動をされている法人は、特に定款を変更しなくてもこれまでどおり活動できます。



Q2 所轄庁が変更になるそうですが。

A2 これまで、2つ以上の都道府県に事務所を設けた場合は、内閣総理大臣が所轄庁でしたが、4月以降は主たる事務所が所在する都道府県の知事が所轄庁となります。

Q3 社員総会の決議の方法が変わるのでしょうか。



A3 理事又は社員が提案した場合に、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をした場合は、社員総会の決議とみなすことができるようになります。



Q4 事務所に備え置く書類に変更があったと聞きました。

A4 これまでは、主たる事務所のみ書類を置いて閲覧に対応していましたが、今後は、従たる事務所全てについても備え置いて、閲覧させる必要があります。また、最新の役員名簿及び定款を事務所に備え置くとともに、所轄庁に提出する必要があります。



Q5 定款変更について、届出で変更できる事項が増えると聞きました。

A5 これまでは、①事務所所在地の変更（所轄庁変更のない場合のみ）、②資産に関する事項、③公告の方法のみでした。今回追加された事項としては、④役員の定数、⑤会計に関する事項、⑥事業年度、⑦解散に関する事項（残余財産の帰属すべきものに係るものは除く。）となっています。また、届出の際には、最新の定款と議事録（謄本）の提出が必要となります。

2. 計算書類の変更について

Q6 NPO法人の会計が大きく変わると聞きましたが。



A6 NPO法人のわかりやすい会計基準として、民間主導で策定された「NPO法人会計基準」について、今後手引き等を含めて普及していくこととなります。



Q7 書式が変わるのでしょうか。

A7 これまでは収支計算書（1年間のお金の出入り）を作成していましたが、今回の改正で活動計算書（1年間の収益と費用の計算）に変更になります。また、活動計算書と貸借対照表が計算書類となり、財産目録はこれらを補完する書類となります。

「活動計算書」とは、営利企業の損益計算書に相当するもので、会費や事業費などによって得た収益と事業に要した費用、運営費用などを記載し、法人としての体力（財源）がきちんとあるのかを、把握しやすくなります。記載にあたっては、事業費も内訳を記載する必要があるとか、これまでその他事業を別葉で作成したものを、1枚にまとめることができるなどが大きな変更点となります。

Q8 24年4月以降、すぐに変えないといけないのでしょうか。
また今回改正された理由は为什么呢。



A8 当分の間は、従来の収支計算書で提出することもできます。NPO法人にも統一した会計基準を設けることにより、寄付者や一般の人が、法人の活動状況を把握しやすくなることや、寄附した方への説明を明確にすることから改正されました。

3. 認定・仮認定制度について



Q9 認定NPO法人制度がどう変わったのでしょうか。

A9 これまでは、国税庁長官が認定していましたが、4月以降は各所轄庁（都道府県）が認定します。そのため、相談窓口も国税事務所から沖縄県に変わります。



Q10 認定要件が緩和されて、認定を受けやすくなったと聞きました。

A10 認定基準の①～⑧は従来と一緒にですが、PST（パブリックサポートテスト）については、絶対値基準（3,000円の寄付者が100人以上）が導入されました。これまでは総収入に占める寄附の割合が20%以上のみでしたので、要件が緩和されています。また、初めての申請時の実績判定期間が2年間となりました。（特例措置からの変更）



Q11 仮認定制度ができたと聞きましたが、どういう法人が受けられるのでしょうか。また、設立5年以上の団体も受けられますか。

A11 設立間もない団体の支援のため、今回の法改正により「仮認定制度」が創設されました。要件としては、①法人になってから5年以内であること。②PST以外の認定基準をクリアしていること。となります。仮認定制度の導入は、設立後間もない団体の財政基盤を強化するためにも、NPO法人が寄附を受けやすい（寄附により、所得税や住民税の控除が受けられるので、寄附しやすくなる）環境整備のために創設されました。法律の経過措置として、平成27年3月までは5年以上の法人でも仮認定を申請することができます。

Q12 仮認定NPO法人と、認定NPO法人はどう違うのでしょうか。



A12 ①判定基準が違います。 認定（1-8の基準全て）、 仮認定（PST以外）
②有効期間が違います。 認定（5年間）、 仮認定（3年間）
③期間満了後が違います。 認定（再申請可能）、 仮認定（1回限り）
④税制優遇が違います。 認定（法人自身のみなし寄附金対象）、 仮認定（対象外）



Q15 認定、仮認定を受けると寄附が集まりますか。

A15 認定、仮認定を受けた法人に対しては、寄附した人への税金の優遇措置があります。
個人の場合：所得から寄附金控除による税金の還付が受けられます。認定法人は住民税も寄附金控除対象となります。
法人の場合：損金算入限度額が増えます。
ただし、認定を受けたからといって、すぐに寄附が増えるわけではありません。寄付者への活動報告や透明性の高い経理、活動を継続できる組織であるかなど、寄附をした方の想いを受け止めて活動する組織であることが重要と考えます。

大まかに改正法についてご説明いたしましたが、ご不明な点などは県民生活課市民活動推進班までお問い合わせください。また、平成24年2月に、改正法に関する説明会を開催する予定ですので、ご参加をお待ちしております。具体的な日程については、決定次第お知らせいたします。



沖縄県NPOプラザNPO会計講座申込書

午前の部・午後の部、希望するものに○をつけ、TEL、FAX番号も忘れず記入し、下記の県民生活課までFAXまたは、郵送してください。

※複数選択可

10:00~12:00 午前の部(基礎編)		
14:00~16:30 午後の部(応用編)		
団体名		
参加者氏名 (2名以内)		
住所		
TEL		
FAX		

申込期限 平成24年1月20日(金)

※定員100名に達し次第、受付を終了させていただきますので、お早めにお申し込みください。

〒900-8570

那覇市泉崎1-2-2

沖縄県環境生活部県民生活課

FAX: 098-866-2789

TEL: 098-866-2187



「新しい公共支援事業」 専門家派遣事業

NPO等の活動基盤整備のための、専門家派遣事業を行います。

経営に関する相談指導を受けたいNPO等は、支援依頼書(しまんちゅビジネス協議会HPに掲載)をご記入の上「特定非営利活動法人 調査隊おきなわ」に提出してください。

- ・ 対象：沖縄県に主たる事務所を置くNPO法人、市民活動団体、公益法人、ボランティア団体、地縁組織(まちづくり協議会等)、協働組合や共同作業所等の民間非営利組織。
- ・ 費用：無料
- ・ 募集团体数：16団体(先着順) ※選定基準については、第5回運営委員会にて承認済
- ・ 募集期間：2011年11月初旬より1月下旬
- ・ 実施期間：平成23年11月初旬～平成24年2月末まで
- ・ 支援方法：経営指導のための専門家(税理士等)が2回を限度として伺います。1回あたり2時間程度の面接です。

送付先：特定非営利活動法人 調査隊おきなわ

〒901-2301 沖縄県中頭郡北中城村字島袋1487番地

TEL：098-894-5939

FAX：098-894-5940

ホームページ：<http://www.shima-bis.jp/archives/475.html>

※この間随時募集しますが、定員になり次第募集をしめ切ります。□

Merry
Christmas!



平成24年4月1日～4月23日まで、
* 法人税法上の収益事業を行っていない
場合には、免除申請書を提出する
ことによって、法人県民税の均等割が
免除となる場合があります。
詳しい要件及び送付書類等は
各県税事務所へお問い合わせください。

各市町村においても、同様の
免除規定が設けられている場合が
ありますので、所在市町村に
ご確認ください。

～県からのお知らせ～

NPO法人データベースへ
各団体の事業報告書、
定款等を順次掲載する
予定です。

これにより、Web上での閲覧が
可能となりますので、
ご活用ください。



県民生活課HP
もCheckしてみてネ

NPO法人の人と資金循環の実態調査に関するお願い アンケート協力お願い

「新しい公共支援事業」NPO等活動基盤整備事業より

本調査では、NPO法人の“人”と“資金循環”に関する実態調査を実施いたします。NPO法人にどれだけの人が関わっているのか、団体として今後関わってほしい人材などを明らかにし、またNPOがどれだけの資金を扱い、生み出しているのかなど実態を調査し、その結果を多様な市民の参加や行政との協働、企業との連携強化につながるよう活用いたします。

【調査対象】 沖縄県で認証を受けたNPO法人 495団体（平成23年11月末日付）

【アンケートの回答方法】 下記の3つのうち、いずれかの方法でご返送ください。

- 郵送：〒902-0065 沖縄県那覇市壺屋1-7-5 民衆ビル4F
- FAX：098-861-1469に返送
- E-mail：office@machiwaku.comに返送

（アンケート回答様式は、NPO法人まちなが研究所わくわくのHPよりダウンロードできます。

URL：<http://www.machiwaku.com/>）

【アンケート回答締切】 2011年12月27日（火）

【アンケート結果について】 アンケートの結果は、集計・分析のうえ、

「沖縄NPO白書～NPO法人の人と資金の循環の実態～（仮）」として発行し公開いたします。



「新しい公共支援事業」 新しい公共の場づくりのための モデル事業のご案内

～ 東日本大震災で被災した方々の支援にも活用できます。～

震災対応事業では、全国のNPO等が東日本大震災で被災した方々を支援する取り組みに対して、資金を助成します。このような県域を越えた取り組みを通じて、NPO等の全国的な支援ネットワークの構築を促進し、東日本大震災からの復興に寄与します。

< 問い合わせ先 >

新しい公共支援事業の応募等についてのご相談は、沖縄県環境生活部県民生活課または内閣府で対応いたしますので、下記の連絡先までお問い合わせください。

- ・内閣府 政策統括官（経済社会システム担当）付
参事官（社会基盤担当）付 03-3581-0511
（<http://www5.cao.go.jp/npc/unei/jigyou.html>）または
- ・沖縄県環境生活部県民生活課
TEL:098-866-2187





助成金情報

**平成24年度スポーツ振興基金助成金**
提出期限平成24年1月31日必須

●対象活動

I スポーツ団体選手強化活動助成

- ・国内外における選手強化合宿、または対抗試合の派遣および招待。他

II スポーツ団体大会開催助成

- ・スポーツ競技大会の日本開催、シンポジウム又は講習会や講演会など。他

●問い合わせ

独立行政法人日本スポーツ振興センター

スポーツ振興事業部 助成課

TEL: 03-5410-9180

<http://naash.go.jp/sinko/kuji/dantai//tabid/384/Default.aspx>**コザしん地域振興基金****応募期間 平成24年3月30日**

●対象活動

1. 地域産業の振興発展のために、物産等の研究開発商業活性化に関する調査研究等を行って個人又は団体に関する助成。
2. 社会福祉増進のために、各種ボランティア活動を行っている個人又は団体等に対する助成。他

●問い合わせ

財団法人 コザしん地域振興基金

事務局: 098-933-1137 担当: 宮城

<http://www.kozashinkin.co.jp/hometown/fundraise.html>**日立環境財団 環境NPO助成****受付期間 平成24年1月20日**

●対象活動

- ①「環境と経済との調和」に資する活動
 - ・地球温暖化問題、循環型経済社会実現への取り組みなど。
- ②「環境と科学技術との調和」に資する活動
 - ・自然エネルギーの活用、環境に有効な科学技術の検討。

●問い合わせ

公益財団法人 日立環境財団

TEL03-3257-0851 FAX03-3257-0854

kankyo@hdp.hitachi.co.jp

<http://www.hitachi-zaidan.org/kankyo/works/work03.html>**平成24年度 文化活動支援助成事業****受付期間 平成24年1月4日～1月31日**

●対象活動

- ①自主企画・成果発表事業
- ②芸術文化派遣招へい事業
- ③芸術文化普及事業

●問い合わせ

公益財団法人 沖縄県文化振興会

沖縄県南風原町字新川148 番地の3

沖縄県公文書館内

TEL (098)888-3888 FAX (098)888-3891

http://okicul-pr.jp/2011/10/post_60.html**社会貢献基金****募集期間 平成23年10月～平成24年2月末日**

●対象活動

- ①研究助成事業
- ②高齢者福祉事業
- ③障害者福祉事業
- ④児童福祉事業
- ⑤環境・文化財保全事業
- ⑥国際協力・交流事業

●問い合わせ

社団法人全日本冠婚葬祭互助協会

社会貢献基金 運営事務

TEL 03-3596-0061

<http://www.zengokyo.or.jp/social/promotion/no02.html>**地球環境基金助成金****募集期間平成24年1月4日～1月25日 必着**

●募集部門

- ①一般助成: 先進性や波及効果の高い広域的な活動に対する助成。
- ②発展助成: これまで地球環境基金から助成を受けたことがない団体を対象とした助成。

●問い合わせ

独立行政法人環境再生保全機関 地球環境基金部

地球環境基金課

TEL044-520-9505 FAX044-520-2190

<http://www.erca.go.jp/jfge/>

平成23年度東日本大震災復興支援補助
(第2回)
第2回締め切り日平成24年31日

●対象活動

- ①被災者受入地域における支援拠点づくり活動
- ②被災者受入地域における、高齢者、児童、障害者等を対象とした生活支援(メンタルケア、教育支援等)活動 他

●問い合わせ

財団法人JKA 補助事業グループ
E-MAIL fukkou23-2yobo@keirin-autorace.or.jp
FAX 03-3512-1277
http://ringring-keirin.jp/shinsaishien/entry_02.html

おきぎんふるさと振興基金
募集期間平成23年12月～平成24年2月

●募集部門

- ①新技術又は特殊技術を有し、将来的にも有望視される個人・団体に対する助成
- ②県内名産品及び工芸品の製造者で、将来性があり、育成すべきと判断される個人団体に対する助成
- ③沖縄の歴史・文化・芸能等に関する学術的研究に励み将来的にも有望視される個人・団体に対する助成

●問い合わせ

財団法人 おきぎんふるさと振興基金事務局
TEL098-869-1253 FAX098-869-1464
<http://www.okinawa-bank.co.jp/menu1/opf/index.html>



お知らせとお願い
各種ご相談の予約制について



1 設立相談に関する事前予約について

NPO法人を設立されたいというご相談が年々増加していること、詳しい内容をお伺いするために、相談にはある程度のお時間がかかることなどから、どのように相談をお受けするのが望ましいのか、検討して参りました。

今回、**来課日時のご予約制**についてご理解・ご協力頂くことにより、相談に訪れる方へより確実に、適切・丁寧な対応を行うことが、皆様方のご要望に叶うことと考え、お知らせいたします。

沖縄県では、特に設立相談時に、申請書類の説明や確認について重視しております。法人設立のための書類が多数あること、設立後に変更する場合には手続きに時間がかかることなどから、相談時点において重点的に行うこととしております。このため、ご予約頂いた方への対応を優先させていただきますことから、**ご連絡の無い来課に際しましては、ご対応いたしかねる場合があります**ことを、あらかじめご了承ください。また、お預かりしました書類は、受付順にて確認しておりますので、修正などをご連絡するまでに、ある程度お時間が係りますことをご了承ください。

2 法人の手続きに関する事前予約について

各法人の手続きに関する相談につきましても、事前に来課日時をご予約願います。法人を設立後、法人の運営や各事業を実施するために、定款を変更する場合や、法人の各種手続き(役員変更・事務所移転)についてのご相談も増えておりますので、来課日時のご予約をお願いします。

沖縄県NPOプラザ(県庁4階・県民生活課内)
予約時間:9:00～16:30(12:00-13:00を除く)
TEL:098-866-2187
※土日、祝祭日は除く

今後とも、NPO等の活動支援のため、各種相談へのスムーズな対応を心がけてまいりますので、皆様方のご協力についてお願い申し上げます。